

認証評価結果に対する改善報告書

平成 27 年 7 月 30 日

1. 大学名：日本教育大学院大学

2. 認証評価実施年度：平成 24 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

平成 24 (2012) 年度には、学生の収容定員に対する在籍学生数が大幅に下回っており、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 2-1 について

平成 24 (2012) 年度の機関別認証評価受審を契機に、大学院をより安定的に運営する中長期的な方針について検討を進めた結果、設置者を株式会社栄光から学校法人国際学園へと変更を行った。

設置者変更後の平成 26 (2014) 年度は、平成 27 (2015) 年度より学生募集ができるよう、新体制及び教育課程に関する以下の施策を行ってきた。

I 教育課程（編成・実施）・学び方等の再検討

(1) 取得可能な教員免許（教科・校種）の拡大

本学で取得可能な教員免許種を、従前の中学校（国語・社会・数学・理科・英語）専修免許状及び高等学校（国語・地歴・公民・数学・理科・英語）専修免許状のみならず、加えて、小学校専修免許状、中学校（美術・音楽・保健体育・技術・家庭）専修免許状及び高等学校（美術・音楽・保健体育・情報・商業・福祉）専修免許状の取得を可能とする。

(2) 入学資格の変更（アドミッションポリシーの変更）

入学対象者を中学校ないしは高等学校の教員免許状所持者に限定していた従来のアドミッションポリシーを変更し、教員免許状を所持しなくても、教育関連分野で活躍することを希望する者ならば入学可能とする。

(3) 4 学期制の導入（春入学、秋入学）、土日授業の充実

学生自身の属性・ニーズに応じた受講が可能となるよう、土日授業を充実、夏季・冬季集中講義の開講、そして 4 学期制（各学期は約 8 週間）の導入を行う。また、春入学、秋入学を可能とする。

(4) メディア授業の展開

メディア授業（遠隔授業システム：双方向インターネット授業）を企画、実施する。これにより通学者のみならず、全国どこでも受講を可能とする。

(5) 留学生の確保

入学資格の変更（アドミッションポリシーの変更）に伴い、留学生の入学を可能とする。

II 学生確保のための基盤づくり及び体制（広報活動）の確保

（1）学校法人国際学園、星槎大学との連携

学校法人国際学園・星槎大学が培ってきたノウハウと実績を基に、設置法人本部内の教育推進室と連携を図り、学生募集活動を行う。また星槎グループ内のリソースも最大限に活用した募集活動を展開する。

（2）教員免許更新講習受講者への広報

本学は毎年教員免許更新講習を開催しており、その受講者は毎年約 600 名（専任教員及び非常勤講師）である。また星槎大学においては、毎年約 5,500～6,000 名である。その講習に参加した現職教員等を対象に広報活動を行う。

（3）星槎グループ内、教職員進学奨学制度の創設

学校法人国際学園(星槎グループ)内には約 1,000 名の教職員が勤務している。そのグループ内教職員に対して学修の機会を提供する。

いずれの施策も平成 25（2013）年度下期から平成 26（2014）年度に確立したものであり、結果に関しては、平成 27（2015）年度における学生募集活動の結果、つまり平成 28（2016）年度入学者数が示すところとなる。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 2-1 の資料

- 【2-1-1】 在学者数（入学者数）の推移
- 【2-1-2】 設置者変更 認可証
- 【2-1-3】 日本教育大学院大学 パンフレット
- 【2-1-4】 日本教育大学院大学 入学試験要項
- 【2-1-5】 日本教育大学院大学 学則
- 【2-1-6】 星槎グループ 組織図

認証評価結果に対する改善報告書

平成27年 7月30日

1. 大学名：日本教育大学院大学

2. 認証評価実施年度：平成24年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

教育情報の公表はホームページなどで行われているが、入学者数、収容定員、在籍学生数、修了者数などが公表されておらず、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-1について

認証評価受審以後、日本教育大学院大学ホームページにおいて、入学者数、入学定員、収容定員、在籍学生数、修了者数、就職者数等の情報を公開し、毎年教育情報の更新を行っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-1の資料

【3-1-1】 日本教育大学院大学 ホームページ（教育の情報公開）

<<https://kyoiku-u.jp/about/information.html>>

【3-1-2】 教育の情報公開入学者数・在籍者数・修了者数

認証評価結果に対する改善報告書

平成27年 7月30日

1. 大学名：日本教育大学院大学

2. 認証評価実施年度：平成24年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-3

教学に関する重要事項が教授会の審議事項とされておらず、規定面で教授会の権限が明確にされているとはいえないので、規定整備と運用面の改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-3について

教授会における規程上と運用上での差異に関しては、教学に関する事項を取り扱う「教学評議会」と、学生に関する事項を取り扱う「教授会」についてそれぞれの権限と役割を明確化するとともに、規程の整備を行い、運用の改善を行った。

平成26(2014)年4月からは、株式会社栄光から学校法人国際学園に設置者を変更したことに伴い、本学の経営に関わる事項は設置法人本部「理事会」、運営に関わる事項は「大学運営会議」、教育研究に関する事項及び学生に関する事項は「教授会」にて取り扱う組織体制とした。

また「大学ガバナンス改革（学長のリーダーシップの確立、教授会の役割の明確化、経営組織と教学組織の関係）」に関し、全ての規程類及び運用においても、平成27(2015)年4月に対応済みである。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-3の資料

- 【3-3-1】 学則（第9条 大学運営会議）、（第12条 教授会）
- 【3-3-2】 大学運営会議規程
- 【3-3-3】 教授会規程

認証評価結果に対する改善報告書

平成27年 7月30日

1. 大学名：日本教育大学院大学

2. 認証評価実施年度：平成24年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-6

設置者会社の中長期計画に基づく財務計画が作成されていないので、継続した大学運営を前提とした設置会社の中長期計画に基づく中長期計画の立案を早急に実施することにより、安定した財務・大学運営を図るよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-6について

認証評価受審を契機に大学経営に関する今後の方針について検討を重ねた結果、大学院のより安定的な運営と学生の学習環境の向上を図るため、学校運営の実績を有し、教員養成にも積極的に取り組んでいる学校法人国際学園（以下、「国際学園」と呼ぶ。）と協力することが最善であるとの判断に至り、平成26（2014）年4月に設置者を株式会社栄光から国際学園に変更を行った。

新設置者（国際学園）のもと、中長期計画に基づく財務計画を設置者変更申請時に策定し、安定した財務・大学運営を図るよう取り組んでいる。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-6の資料

【3-6-1】平成25（2013）年6月21日付で提出した「設置者変更申請時（寄附行為変更認可申請）の学校法人国際学園による日本教育大学院大学収支シミュレーション」

【3-6-2】事業譲渡契約書

【3-6-3】当社連結子会社である株式会社栄光と学校法人国際学園との業務提携契約及び事業譲渡契約に関するお知らせ